

(仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業について、令和8年2月26日付けで特定事業契約を締結しましたので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第15条第3項の規定に準じて、特定事業契約の内容を公表します。

令和8年2月26日

浜松市長 中野 祐介

1 公共施設等の名称

遠州灘海浜公園(江之島地区)

2 公共施設等の立地

浜松市中央区江之島町1197

3 契約の相手方の商号又は名称

(1) 基本契約

東海ビル管理株式会社

株式会社竹下一級建築士事務所

株式会社フジヤマ

須山建設株式会社

中村建設株式会社

株式会社中村組

株式会社理研グリーン静岡支店

株式会社HAMAMATSU SANDCREST

(2) 建設工事(設計・施工一括)請負契約

株式会社竹下一級建築士事務所

株式会社フジヤマ

須山建設株式会社

中村建設株式会社

株式会社中村組

(3) 維持管理・運營業務委託契約

株式会社HAMAMATSU SANDCREST

4 公共施設等の整備等の内容

- (1) 統括管理業務
- (2) 設計業務
- (3) 施工業務
- (4) 工事監理業務
- (5) 開業準備業務
- (6) 維持管理業務
- (7) 運營業務
- (8) その他関連業務

5 契約期間

令和8年2月26日から令和25年1月31日まで

(設計・建設期間：令和8年2月26日から令和10年1月31日まで)

(維持管理・運営期間：令和8年2月26日から令和25年1月31日まで)

6 契約金額

- (1) 建設工事（設計・施工一括）請負契約
3,179,253,000円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の金額289,023,000円)
- (2) 維持管理・運營業務委託契約
1,447,366,298円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の金額131,578,725円)

7 事業の継続が困難となった場合における措置及び契約終了時の措置に関する事項

事業の継続が困難になった場合における措置及び契約終了時の措置に関する事項は、以下のとおりである。

基本契約書

第16条（談合その他不正行為による解除）

- 1 市は、落札者が本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、この基本契約を解除し、特定事業契約（この基本契約を除く。以下、本項において同じ。）も解除することができる。ただし、落札者のうち代表企業以外の構成員又は協力企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、代表企業が構成員又は協力企業に代わって入札参加資格を有する者を構成員又は協力企業として補充し、市が入札参加資格の確認及び設定予定の運営事業者の能力を勘案し、特定事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したときは、市及び落札者はこの基本契約を終了さ

せ、市と当該補充後の構成員又は協力企業による企業グループとの間で、新たに基本契約を締結することができるものとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は落札者のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者のいずれかに対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下本項において同じ。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が落札者のいずれか又は落札者のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下本項において「構成事業者等」という。）に対して行われたときは、構成事業者等に対する命令で確定したものをいい、構成事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業の落札者選定手続に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の落札者選定手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 落札者のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 事業者のいずれか又はそれらの役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団等（暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）であることが判明したとき。

- (6) 事業者が次条に規定する市の求めに従わなかったとき、又は次条に規定する事業者から受託し若しくは請け負う第三者が事業者又は事業者の指示に従わなかったとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、事業者又は事業者が正当な理由なく本協定に違反し、その違反により暴力団等を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 2 事業者のいずれかが前項第1号から第4号いずれかに該当したときは、特定事業契約が解除又は不締結になるか否かを問わず、事業者は、連帯して、入札金額（消費税等を含む。）の100分の20に相当する額を違約金として市に支払う義務を負う。なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、事業者のいずれかの債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。
- 3 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、この基本契約を解除し、特定事業契約（この基本契約を除く。以下、本項及び次項において同じ。）も解除することができる。
- (1) 事業者がこの基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、市が相当の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該是正期間内に当該違反が治癒されないとき。
 - (2) この基本契約以外の特定事業契約が解除されたとき。
- 4 事業者の責めに帰すべき事由（第1項第5号から第7号及び前項を含むが、その限りではない。）により、この基本協定及び特定事業契約が解除された場合（第1項第1号から第4号に該当する場合を除く。）、事業者は、連帯して、入札金額（地方税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する額を違約金として市に支払う義務を負う。ただし、この基本契約以外の特定事業契約に基づき違約金が支払われた場合を除く。
- 5 第2項及び前項の違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、事業者のいずれかの債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。
- 6 次の各号に掲げる者がこの基本契約を解除した場合は、第3項第1号及び第4項に

該当する場合とみなす。

- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

建設工事（設計・施工一括）請負契約書

（発注者の任意解除権）

第55条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第57条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、各業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき
- (2) その責めに帰すべき事由により各業務の業務期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第11条の規定による管理技術者又は第21条第1項第2号の者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第54条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して契約金額に係る請求債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的

物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき

- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 受注者(共同企業体にあつては、代表企業又は各構成企業のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当したとき。

ア この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の

基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)による改正前の刑法第96条の3(情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (9) 前号に定めるものを除くほか、受注者又はその代理人若しくはその使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (10) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (11) 第59条又は第60条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締

結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(13) 発注者が基本契約又は発注者と株式会社HAMAMATSU SANDCRESTとの間で締結された令和8年1月26日付け維持管理・運營業務委託契約（以下「維持管理・運營業務委託契約」という。）を解除したとき。

(14) 発注者が株式会社HAMAMATSU SANDCRESTに係る指定管理者の指定を取り消したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第58条 第56条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約の解除の通知）

第58条の2 発注者は、第55条から第57条までの規定によりこの契約を解除しようとするときは、解除通知書により、受注者に通知するものとする。

（受注者の催告による解除権）

第59条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第60条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第30条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第31条の規定による工事の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 受注者が基本契約又は維持管理・運營業務委託契約を解除したとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第61条 第59条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第62条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第47条の規定による前払金等があったときは、当該前払金等の額（第50条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金等の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金等額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第56条、第57条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金等の支払の日から返還の日までの日数に応じ、基準率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第55条、第59条又は第60条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、自らの負担において当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注

者に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第56条又は第57条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第55条、第59条又は第60条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

維持管理・運營業務委託契約書

(業務の引継ぎ等)

第49条 事業者は、維持管理・運営期間の終了によるこの契約の終了（以下第51条までにおいて同じ。）に際し、市又は市が指定する者に対し、別途市が指定する時期までに、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 市は、必要があると認める場合には、この契約の終了に先立ち、事業者に対して市又は市が指定する者による本施設の視察、施設・設備の確認又は事業者の経理状況に関する資料の提出を申し出ることができるものとする。
- 3 事業者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(発注者による指定取消等)

第52条 市は、この契約に関して落札者のいずれかに基本契約第16条第1項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときには、指定を取り消すことができる。

(事業者の債務不履行等による指定取消等)

第53条 市は、契約期間中、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第13条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 事業者が、本業務に着手すべき期日を過ぎても着手せず、市が、事業者に対

し、相当の期間を定めて催告しても、当該遅延が事業者の責めに帰すことができない事由により生じたことの合理的な説明がないとき。

- (2) 事業者が、正当な理由なく本業務の実施を放棄したとき。
 - (3) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
 - (4) 事業者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (5) 別紙3に定めるモニタリングの結果、市がこの契約を解除できるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事業者がこの契約の債務を履行せず、市が相当期間の催告をしても事業者が催告に係る債務の履行をしないとき。
 - (7) 市が定めた行政手続法に基づく処分基準その他事業者に対する処分に関する基準に該当するとき。
 - (8) 市が基本契約又は建設工事請負契約を解除したとき。
 - (9) 事業者が本業務に際し、法令等に違反したとき。
 - (10) 事業者が地方自治法第244条の2第10項の規定による市の指示に従わないとき。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、事業者がこの契約に違反し、その違反により本業務の目的を達することができないと認められたとき。
- 2 前項の規定により指定が取り消された場合においては、事業者は、契約保証金額を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、市は、第10条に定める保証をもって同項の違約金に充当することができる。
- 4 第1項の規定により、期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、1か月分のサービス対価に相当する額を違約金として市が指定する期日までに支払わなければならない。この場合、未払のサービス対価があるときは、市は、当該違約金債権と当該未払のサービス対価支払債務を対当額にて消滅させることができる。

（事業者の反社会的勢力との関係による指定取消等）

第53条の2 市は、この契約期間中、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の変更を含み、以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経

過しないものをいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第5号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 事業者が第5号から第9号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号の場合を除く。）に、市が当該構成員又は協力企業に対して当該契約の解除を求め、当該構成員又は協力企業がこれに従わなかったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による指定の取消しの場合に準用する。

(事業者の指定取消しの申出)

第55条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 市がこの契約に従って支払うべきサービス対価を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。
- (2) 第1号のほか、市がこの契約の履行を行わず、事業者が相当期間の催告をしても、履行を行わないとき。
- (3) 市がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不能となったとき。
- (4) 市の責めに帰すべき事由に基づき事業者が基本契約又は建設工事請負契約を解除したとき。

2 市は、前項の申出を受けた場合、事業者との協議を経て、その処理を決定するものとする。

(不可抗力又は法令等の変更による指定の取消し)

第56条 市又は事業者は、不可抗力の発生又は法令等の変更により、第5章又は第6章の手続を経てもなお本業務の継続性等が困難と判断した場合又はこの契約を継続する

ために市の負担が多大であると判断した場合、相手方に対して指定取消しの協議を
求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は事業者の指定の取消しを行う
ものとする。